

社協経営改革の促進 ― 当面の推進方針 ―

～新たな時代の地域福祉の構築に向けて～

平成10年3月11日

全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会

I ねらい

介護保険法成立、行財政改革推進、社会福祉の基礎構造改革という未曾有の時代的狀況にあって、新たな時代にふさわしい本格的な地域福祉の構築を図るため、地域福祉の中核的役割をもつ社会福祉協議会の機能を強化する経営改革を促進する。

II 社協をめぐる新たな局面の特徴と課題

1. サービス供給主体の多様化や市場原理の導入によるサービス競合状態の出現、新たなサービス提供システムに基づく効果的・効率的な推進の必要性
2. 制度の縦割りや福祉の谷間を埋めるための総合的生活支援しくみの確立の機会
3. 要介護認定等専門家によるニーズ把握システムや介護サービス計画によるサービス提供など援助技術の向上
4. 最も身近な小地域での住民の福祉活動への参画や活性化の推進
5. 介護報酬、補助金縮減等財源構造の変化に対応する新たな財源構造の再構築

III 目 標

1. 最も身近な地域を基礎にした、「福祉コミュニ

ティ」づくりを強化する。

2. 地域を基礎に、縦割り、福祉の谷間を埋める総合的相談体制やサービス体制をつくり、具体的な問題解決や支援の機能強化を図る。
3. 新たな時代にふさわしい地域の幅ひろいネットワークづくりをすすめ、地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定・改訂をすすめる。
4. 権利擁護、財産保全等の切実な課題について、日常的な生活支援をすすめる。
5. これらの機能や役割にふさわしい社協の経営、組織、体制を確立する。

IV 課題別具体的推進方針

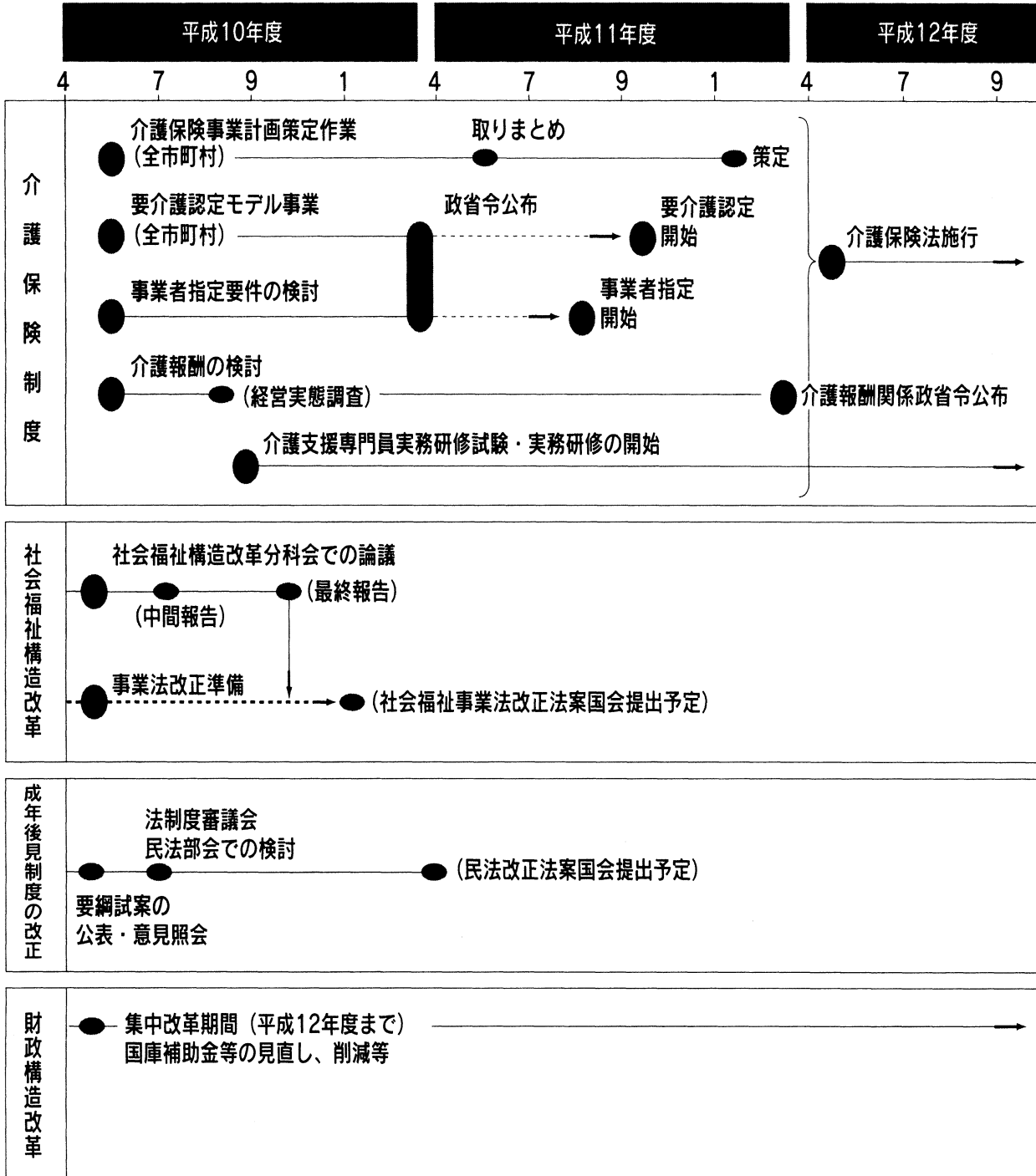
1 介護保険法施行準備期間の取り組み

〈地域における介護保険制度の円滑な導入〉

介護保険制度導入により、要介護認定、介護サービス計画の策定、サービス提供主体の多様化、契約によるサービス提供、介護報酬の一部本人負担など、高齢者のサービス提供のあり方が大きく変化する。

地域において介護保険制度が円滑に導入され、高齢者にとって利用しやすい仕組みとしていくためには、介護問題や介護保険制度に関する住民理解や高齢者の福祉施策の再構築、予防や増進活動の促進、介護サービス事業者間のネットワークづくり、介護保険事業計画への参画が必要である。

今後3年間の想定される主な情勢



- (1) 「老人保健福祉計画」の見直しや「介護保険事業計画」策定に参画する。
 ■「サービス需要調査」に積極的に協力するとともに、以下の内容を計画の中に盛り込むように配慮する。

- ・介護給付サービス以外の高齢者の生活問題に対応する一般施策等、予防や健康増進を目的とする事業や活動も盛り込むこと。
- ・要援護者への権利擁護や低所得者等のサービス利用の配慮
- ・介護保険制度の住民の理解の促進

- (2) 「要介護認定」モデル事業等に参画する。
- (3) 介護サービス事業者とのネットワークづくりをすすめる。このため、介護サービス事業者の組織化を図ることとする。
- (4) 成年後見制度創設への意見反映や実施主体として取り組むための基盤づくりをすすめる。相談・財産保全を始め日常生活支援体制づくりや介護保険やサービスへの苦情処理に取り組む。
- (5) 「住民参加型在宅福祉サービス団体」組織化及びネットワーク化をすすめ、社会的支援を強化する。
- (6) 介護保険制度に関する住民理解の促進を図る。
- (7) 予防や増進活動の促進を図る。

介護保険制度に備えた在宅福祉サービス事業運営体制の強化

現在社協は、在宅福祉サービスの大きな供給主体として期待され、ホームヘルプサービス、デイサービス、入浴サービスなど介護保険給付対象となるサービスを供給している。これらのサービスが介護保険制度下で継続的にサービスを提供するために、サービス水準や事業費コスト、現状の利用者の状況を点検し、効果的・効率的な運営を図る。

- (1) 管理者や職員によるプロジェクトチームや担当役員などを明確に定め、準備体制を整える。このような準備を行い、「在宅福祉サービス部門」の確立をめざす。
- (2) 「指定居宅介護支援事業者」をめざす。
「介護支援専門員」の確保のため、対象となる職員をリストアップし、研修支援等を行う。
「介護サービス計画」の作成に向けた準備を図る。
在宅介護支援センターの受託促進を図る。

- (3) 「指定居宅サービス事業者」をめざす。
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護、痴呆対応型共同生活介護、福祉用具貸与サービスについて、「指定居宅サービス事業者」として指定をうけるようにする。
ホームヘルプサービスについては、「個別援助計画」の作成を通じて、ホームヘルパーの資質向上（アセスメント、援助目標の設定、サービス評価など）やサービス管理体制の強化（記録等の省力化、サービス内容の把握）、利用者のサービス（個別援助計画の提示や意見反映など）を図る。
ホームヘルプサービス「事業費補助方式」への移行に取り組み、それを通して介護保険への準備をすすめる。
デイサービス「事業費補助方式」（選択方式）の推進を図る。
ホームヘルプサービス、デイサービスの新しい受託契約のあり方を検討する。
入浴サービスについて、介護保険への給付サービスへの移行をふまえて、準備期間での推進を図る。

- (4) 在宅介護支援センターの「基幹型」の受託促進を図る。
- (5) 配食、移送、寝具乾燥・消毒、訪問入浴サービス等について、「高齢者在宅生活支援事業」（在宅高齢者等日常生活支援事業の廃止により創設）を活用し、市区町村の高齢者の福祉サービスとして提供する。
- (6) 一定の経営努力を行った上で、単独に安定した事業が運営できるコストを検討し、適正な「介護報酬」の実現に向けた取り組みをすすめる。

参 考

（全国社会福祉協議会で発行している関連資料です）
「ノーマ社協情報」介護保険コーナー（平成9年7月号～）地域福祉部 / 「ノーマ社協情報」平成9年8月号特集 “介護保険導入でホームヘルプサービスはこう変わる” / 「ホームヘルパー業務の手引き」（平成7年12月）出版部 / 「介護型ホームヘルプサービスのす

め」(平成8年11月)地域福祉部/「ホームヘルプサービスの個別援助計画」(平成10年3月)地域福祉部

2 地域福祉関係予算の確保に向けて

地域福祉関係予算は、「財政構造改革の推進に関する特別括償法」の成立により、3年間の「集中改革期間」に突入する。既存予算の縮減「一般財源化」や「スクラップアンドビルド原則」によるさまざまな状態が進行する。予想される状況を十分ふまえ、適切な対応を行う。

地域福祉推進委員会は福祉活動専門員等主要な地域福祉関係予算について

福祉活動専門員の「一般財源化」はさげられないことを前提にとらえ、できる限り有利な条件で必要な対応を図る。

ふれあいのまちづくり事業予算、事業型社協予算について「スクラップアンドビルド原則」を予測し適切な対応を行う。

ボランティアセンター事業予算は維持する。

ことを基本に対応することとしており、これらを前提に市区町村社協での取り組みを行う。また、都道府県や市区町村での地域福祉関係予算の縮減もすすむことから、これらも想定した市区町村社協としての取り組みを行う。

(1) 市区町村段階での予算確保の取り組みを行う。
このために、事業推進にあたり、住民からの評価、事業の効果、地域住民や関係団体の理解の促進を図る。

(2) 各地域における予算確保活動を支援するための情報収集・提供を強化する。

(3) 独自財源、民間財源確保の取り組みを強化する。

参 考

「財政構造改革と市区町村社会福祉協議会」
(平成10年1月)地域福祉部

3 社会福祉の基礎構造改革の推進に向けて

中央社会福祉審議会基礎構造分科会で社会福祉の範囲等基礎構造について審議がされている。今後社

会福祉事業法の改正に向けて、地域福祉の推進、社会福祉協議会の機能、組織の強化を図るため以下の諸点を中心に必要な取り組みを行う。

(1) 地域福祉計画を老人・障害・児童分野計画を包含する総合的計画として位置づける。

・住民参加の必要性を明らかにし、地域福祉活動計画を位置づける。
社協機能に計画機能を明確化する。

(2) 社協のボランティア団体・住民参加型民間団体への支援仲介機能を、新たに明確にする。

(3) 包括的生活支援(権利擁護、苦情処理等を含む)の必要性を明らかにする。

・社協らしい公益性を発揮した事業の位置づけを図る。

(4) 社会福祉協議会の組織強化を図る。(構成、区域等)

(5) 住民参加型民間団体等の社会福祉法人格取得を可能にする。

(6) 共同募金のボランティア、地域福祉財源への本格的導入を推進する。

参 考

「これからの地域福祉推進と市区町村社協が担うべき役割について」(参考資料参照)

4 地域を基盤とした住民参加の福祉活動の新たな推進のために

地域を単位とした地域福祉の基盤整備の推進を図ることが今日改めて重要であり、小地域のネットワーク活動の推進を積極的に行う。

(1) 地域福祉推進のための基盤整備

身近な小地域福祉活動の推進を図る。

ニーズキャッチシステム、ニーズサービス対応チーム、緊急通報システム等

身近な小地域拠点の整備を行う。

ヘルパーステーション、サテライトデイサービス、ふれあい・いきいきサロン等

身近な地域で活躍する協力員の整備を図る。

緊急通報協力員、福祉活動推進員、地区ヘルパー等

地区社協づくりをすすめる。

住民座談会、集落座談会、小地区座談会等

(2) 住民参加型民間団体の組織化及び支援

住民参加型民間団体は、介護保険法や特定非営利活動促進法が成立し、新たな活動基盤の模索を行っている。新たな環境の中にあつて、住民参加型民間団体への支援をより一層強化することが必要である。

法人取得や基準該当サービス等情報提供と相談助言を行う。

運営管理に必要な支援を行う。

社会的支援の仲介を行う。

県域での組織化を推進する。

(3) ボランティア活動、福祉体験活動の支援

ボランティアセンター構想や教育改革の影響によりボランティアセンターの総合化の推進や幅広い住民・団体による社会福祉学習とボランティア・福祉体験活動等の推進を図ることが必要である。

社協ボランティアセンター機能の総合化を図る。

行政の「総合ボランティア構想」には、受託対応を図る。

幅広い分野の情報収集、提供を行う。ボランティアグループの基礎的情報やニーズの把握を行う。

あらゆるボランティア推進団体とのネットワークづくりを推進する。

ボランティア、ボランティア団体仲介支援やNPO支援を行う。

災害時のボランティア活動支援を推進する。

ボランティアコーディネーター配置とボランティアアドバイザー養成の推進を図る。

地域における福祉教育プログラムの開発やボランティア活動振興プログラムの研究開発を行う。

参 考

「ふれあい・いきいきサロンのすすめ」（平成9年7月）地域福祉部 / 「ボランティアアドバイザーの役割と養成の進め方」（平成7年3月）全国ボランティア活動振興センター / 「ボランティアコーディネーターの役割と新任研修のあり方」（平成8年3月）全国ボランティア活動振興センター / 「ボランティアア・ラ・カルト - 痴呆性高齢者とのための活動」（平成8年3月）全国ボランティア活動振興センター / 「ボランティアア・ラ・カルト - ふれあい・いきいきサロンづくり活動」（平成8年3月）全国ボランティア活動振興センター / 「ボランティアア・ラ・カルト - 参加しやすいボランティア活動」（平成9年3月）全国ボランティア活動振興センター / 「市区町村社会福祉協議会ボランティアセンター整備のすすめ方」（平成9年12月）全国ボランティア活動振興センター / 「企業OBシニアのボランティア活動をすすめるために」（平成7年3月）全国ボランティア活動振興センター / 「ボランティア活動に対する社会的支援策のあり方に関する調査・研究報告書」（平成9年3月）全国ボランティア活動振興センター

5 社協経営改革の推進

介護保険、行財政改革、社会福祉の基礎構造改革など社協を取り巻く環境の激変の中であらためて社協の経営改革が求められている。思い切った経営改革が必要である。

(1) 経営方策のあり方を明確にする。

社協経営コンサルタント・モデル事業の推進を図る。

社協らしい経営のあり方を確立する。

住宅福祉サービス部門の確立を図る。

(2) 管理体制の確立を図る。

民間会長の実現や常勤役員体制の確立を図る。

- ②理事会・評議員会等執行、議決機関の組織的推進を図る。
 - ③監事監査等指導・監査体制の整備を図る。
 - ④人事管理、労務管理等新たな管理体制の整備を図る。
 - ⑤税務（法人税、消費税等）対応、会計（複式簿記）の整備を図る。
- (3) 事業収入、自己財源、民間資金、公費等均衡のとれた財源構造の転換、確立を図る。
- ①事業収入の拡大（介護報酬、収益事業の開発）
 - ②会費等自己財源の拡大
 - ③寄付金、共同募金等民間資金の活用
 - ④公費（補助金、委託金）の継続確保

[参考資料]（平成10年3月）

- (4) 基本指針の見直しを行う。

新・社会福祉協議会基本要項、地域福祉活動計画策定指針、「事業型社協」推進の指針、新ふれあいネットワークプラン21基本構想等基本指針の見直しを計画的に行う。

- (5) 情報の収集・提供を強化する。

●参 考

「新『ふれあいネットワークプラン21』基本構想」（平成8年度改訂）地域福祉部／「事業型社協の指針（改訂版）」（平成7年7月）地域福祉部

これからの地域福祉推進と市区町村社協が担うべき役割について（案） 社会福祉基礎構造改革の検討に対する課題整理

全社協 地域福祉推進委員会 常任委員会

はじめに

- 少子・高齢化社会が到来する中で、21世紀にむけて社会保障全体の見直しが現在進められているが、特に社会福祉基礎構造改革の検討は、社会福祉事業の基本法である社会福祉事業法の改正を目標とするものであり、本委員会としてもその動向に大きな関心をもっているところである。
- 本委員会・常任委員会では、中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会での検討の状況や、この分科会での検討の柱になっている「社会福祉事業等の在り方に関する検討会」の報告などを踏まえ、これからの地域福祉推進の方向性や市区町村社協の今後の機能、役割等について検討し、当面の課題整理を行った。
- この課題整理は、あくまでも現段階での状況に基づき常任委員会として取りまとめたものである。今後の社会福祉構造改革分科会の検討状況などの動向を踏まえ、改めて本委員会としての意見を取りまとめることとしたい。

1 地域福祉計画、地域福祉活動計画の策定と市区町村社協の機能、組織の強化について

(1) 地域福祉計画の策定について

現行社会福祉事業法第3条の「基本理念」や「地域等への配慮」に基づき、老人保健福祉計画、障害者計画、児童育成計画などの福祉各分野の計画を包含し、さらに医療、保健その他の各分野と有機的に連携が図られ、地域住民等の理解や協力に基づく地域に即した総合的な地域福祉計画を市町村が策定することを明文化することが必要である。

- 地域住民の福祉ニーズが多様化、普遍化する中で、制度や分野ごとの縦割りによるサービスや施策では対応することは困難になっており、福祉各分野さらに医療、保健などの各制度間において連携され、総合的なサービスを提供できる体制を地域において計画的に整備することが課題となっている。
- さらに、地域の福祉への参加や関心が高まる中で、

ノーマライゼーションやバリアフリーの観点から福祉のまちづくりや福祉活動への支援体制の計向整備も求められている。

○この計画の策定にあたっては、民間の発想を取り入れ、総合的な福祉計画とするために、以下のよう内容であることが求められる。

計画は、医療保健その他の関係機関や関係施策と有機的に連携しているものであること。

計画は、地域の幅広い団体・機関や住民組織などの民間団体の参画によって策定されるものであること。

福祉のまちづくりを含めた内容とすること。

(2) 「地域福祉計画」の策定にあたっての市区町村社協の役割の明確化

「地域福祉計画」への参画、地域の住民や関係機関・組織による民間の立場からの活動計画である「地域福祉活動計画」の策定を市区町村社協の役割・機能として明確に位置づけること。

現在市区町村社協では、市町村の「老人保健福祉計画」、「障害者計画」や「防災計画」などに参画する他、地域住民の主体的な福祉活動を推進していくための「地域福祉活動計画」を策定している社協が多い。

社協は地域内の住民組織や福祉関係団体をはじめ様々な機関・団体の参加によって構成された民間団体であり、このような組織の構成や性格を生かして地域の福祉のまちづくりや福祉コミュニティづくりなどを中核的に進める役割が期待されており、「地域福祉計画」の策定についても、民間の多様な意見を反映させるためにも「地域福祉計画」への社協の積極的な参画が必要である。

さらに「地域福祉計画」が市町村において策定され、公の地域福祉推進のための役割が明らかになることによって、これに合わせて住民や民間の福祉関係機関・団体による福祉活動やインフォーマルサービスの充実を図るための「地域福祉活動計画」も重要な役割を果たすことになる。

○「地域福祉計画」の策定を事業法上明確に位置づけるにあたっては、社協の事業として社会福祉を目的とする事業の調整、総合企画や連絡調整に加えて、「地域福祉計画」への参画や住民の様々な計画の策定を社協の事業として位置づけることが必要である。

(3) 民間の立場からの地域福祉の推進と市区町村社協の組織や機能の強化について

「地域福祉計画」への参画や「地域福祉活動計画」の策定など、市区町村社協が市民や民間の立場から地域福祉を推進する役割がより一層大きくなるなかで、社会福祉事業法上の組織や機能の位置づけを強化する必要がある。

市区町村社協への住民組織や保健・医療その他の幅広い関係機関や団体の参画

市区町村社協が「地域福祉計画」への参画や「地域福祉活動計画」の策定などの役割をもつためには、地域住民や様々な地域の関係機関・団体の参加による福祉のまちづくりを進めていくという性格を一層明確にすることが求められる。実際、近年市区町村社協では、地域の住民組織及び保健・医療その他の関連機関や団体（ボランティア団体、住民参加型在宅福祉サービス団体、生協、農協、企業、労組など）の参画や連携の取り組みを展開している。

しかしながら、社会福祉事業法においては「区域内の社会福祉事業又は更生保護事業を営業者」の参加のみ位置づけられており、実際の社協活動との承離が生じていることが課題となっている。

さらに、企業参入など社会福祉事業や社会福祉を目的とした事業の実施主体が多様化することも踏まえると、現行の事業法の位置づけに加え、住民組織やボランティア団体、保健・医療その他の幅広い関係機関・団体の参加を明確に位置づける必要がある。

社会福祉協議会の広域単位の事業の法人格取得

今後、老人保健福祉計画や介護保健事業計画等が広域の市町村圏で作成されたり介護保険給付サービス等が市町村域を越えて提供することが可能となり、特に過疎地等においては必要に応

じて市区町村社協が連合して在宅福祉サービスなどの事業を広域で実施を検討する社協も現れている。

しかしながら、社会福祉協議会は社会福祉事業法においては、都道府県及び市区町村を単位とするものとして位置づけられており、広域の市区町村圏での事業展開については定められていないことが課題となっている。

市区町村社協は原則必要である。そのため市区町村を単位に区域とすることを継続したうえで、広域単位（広域連合、一部事務組合等）で事業が実施できるような位置づけを社会福祉事業法に加えることが必要である。

2 新たな福祉課題に対応した市区町村社協の包括的な生活支援体制の確立

(1) 地域住民の多様な福祉問題を総合的に調整、支援する事業の位置づけについて

分野を問わず地域の福祉に関する問題を総合的に受け止め、複数の制度にまたがる様々な福祉サービスやインフォーマルサービスを調整し、さらに地域住民の多様な福祉活動を支援する地域での「総合相談・問題解決」の取り組みを社協の事業として明確に位置づけることが必要である。

○近年、社会福祉の各制度は、地域や在宅を重視したサービス体制の充実が進められているが、制度ごとに縦割りのサービスが提供されており、福祉制度の谷間にある福祉課題や複数の福祉課題をもつ地域住民に対して、地域で十分対応できる窓口がなく適切に対応できる体制がないことが課題となっている。

市区町村社協は、特定分野の福祉事業を行う団体ではなく幅広い分野にわたる活動やサービスに取り組んでいること。各分野の専門機関、施設、団体とネットワークを有すること。制度にないサービスも住民とともに開発実施していること。ボランティアや地域住民と協力しあえること、等の特性をもっている。ふれあいのまちづくり事業においてはこの特性をいかし、地域住民の様々な福祉

に関する福祉問題を総合的に受け止め、フォーマル、インフォーマルのサービスを調整し、様々な地域住民の福祉活動を支援やサービス開発など地域での「総合相談・問題解決機能」の仕組みを充実させる役割を果たしている。

○このような社協事業の性格や蓄積を生かし、多様な地域住民の福祉ニーズを受け止めて総合的に生活を支援する取り組みを積極的に推進していくためには、総合的な相談体制やニーズに応じた地域での生活支援を様々なサービスの調整や地域住民による福祉活動によって対応する取り組みを社協の事業として明確に位置づけることが必要である。

(2) 苦情対応や情報提供の位置づけについて

利用者の選択・契約など新たな福祉制度に対応した苦情対応や情報提供の機能を社協の事業として明確に位置づける必要がある。

○これからの福祉サービスは、従来の行政措置によるものから、利用者が多様なサービス供給機関から選択し、契約によってサービスを受けるもの大きく変化することになる。

○このような変化に対応し、利用者が不当な扱いを受けないように、住民に身近なところでサービスの苦情に適切に対応したり、調整を図ったり、サービスを選択するうえでの必要なサービス提供機関に関する情報を公正な立場で得られる仕組みが今後強く求められる。

市区町村社協は、地域のサービス供給組織とネットワークを持ち、広報誌などによって住民に地域の社会資源の情報を提供するとともに、地域の住民や民生委員などと協力し、心配ごと相談事業や小地域ネットワーク活動などにおいて、地域の福祉ニーズを発見し、サービス提供につなげるなど住民に身近なところでの福祉情報の提供や福祉ニーズの顕在化などの取り組みを進めており、今後さらに大きな役割が期待される。

このような地域全体の福祉を進めるといふ公共性

を持ち、さらに具体的にサービス供給組織とのネットワークや地域住民とのネットワークを持つという社協の特性を生かし、苦情対応や情報提供の住民に身近な窓口としての役割を充実させるためには、これらの機能について社協事業として位置づける必要がある。

(3) 要援護者の権利擁護の位置づけについて

現在、痴呆の高齢者や知的障害者などに対する財産管理や身上監護などを内容にした成年後見制度が検討されているが、このような動きを踏まえつつ、要援護者の権利擁護を目的とした事業を社協の事業として明確に位置づける必要がある。

○地域で生活する高齢者や障害者は、身の回りのことや金銭に関することなど日常生活の様々な意思決定場面において自己決定能力が低下すると生活が不安定になり金銭上の契約時にトラブルに巻き込まれる可能性が高く、このような要援護者への生活の見守りやサービス提供に加え、財産管理などのきめ細かい支援が必要になっており、地域での大きな課題となっている。

そのため、近年都道府県社協において後見支援や権利擁護センターの運営が行われる他、市区町村社協等においても財産管理サービスを実施したり、またホームヘルパーがやむをえず当座の金銭管理の支援を行ったり、預貯金通帳を市区町村社協で預かるような対応をしている場合も多い。

さらに今後介護保険制度の導入など、福祉サービスの提供を受ける場面においても契約が必要となり、このような要援護者に対して本人の権利や意向を尊重したサービスの利用などを支援する仕組みが必要となる。

現在成年後見制度が検討されているが、このような要援護者の地域でのきめ細かい生活支援の取り組みやその取り組みを大きく広げていくことが、今後の社協の大きな役割として期待されている。

このような権利擁護の取り組みを社協が担い広げ

ていくためには、地域での権利擁護の取り組みを社協の事業として位置づける必要がある。

3 地域住民による主体的な福祉活動の基盤強化・支援について

(1) 現在地域で活躍する福祉活動を行う団体の社会福祉法人格取得について

現在地域で活躍するボランティア団体や住民参加型在宅福祉サービス団体、小規模作業所などのうち一定水準にあるものは社会福祉法人格を取得する方途を開く必要がある。

○地域住民の主体的な福祉活動としてのボランティア団体や住民参加型在宅福祉サービス団体による家事援助、介護、食事、移送などの多様なコミュニティサービスが地域で大きな役割を果たしている。

○特に住民参加型在宅福祉サービス団体の数は平成7年度には、全国で1000団体以上となり、これらの団体は地域住民の相互の助け合いの組織として、家事援助サービスや介護サービスは年間500万時間を上回るなど地域にとって欠かすことのできない社会資源となっており、ますますその役割は大きくなることが予想される。

さらに、小規模作業所や当事者組織等による自立生活支援のための活動も、地域において障害種別にかかわらず柔軟に受け入れられたり、地域住民との交流の場や障害者相互の支え会いとして大きな役割を果たしているが、現行の社会福祉事業法では社会福祉事業として認められていないことが課題となっている。

これらの団体の中には、サービスの実績、水準、量等からみて相当の水準に達している例も少なくない。しかし、このように地域の中で大きな役割を果たしているにもかかわらず、これらの団体の多くは法人格をもたず、組織の管理運営も財政基盤も不十分であることが問題となっている。

これらの活動団体のうち一定水準を持つものにつ

いては、社会福祉法人格を与えることができるよう社会福祉事業の範囲を広げること、及び法人格取得の条件を、活動実績が十分ある場合は、他の条件を引き下げること検討すべきである。

○こうした位置づけを行うことにより、これらの活動団体の基盤強化となり、安定的、継続的な地域福祉活動の推進は、地域福祉の展開を豊かなものにし、住民の福祉活動への参画をさらに促すこととなる。

(2) 社協の「ボランティア団体等への支援や仲介機能の役割」の位置づけについて

「社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助」を強化し、ボランティア団体や住民参加型在宅福祉サービス団体などへの支援や仲介の機能の役割を位置づけること。

○地域住民による様々な福祉活動が広まり、ボランティア団体や住民参加型在宅福祉サービス団体などが地域において大きな役割を果たすようになるなかで、これらの団体への支援体制や仲介機能が地域において求められているが、ボランティアセンターなどにおいて社協がこのような役割を果たしている場合が多く、今後さらに重要になってくる。

現在社会福祉事業法において社協の事業として

「社会福祉に関する活動への住民参加のための援助」が位置づけられているが、このような機能を強化し、ボランティア団体や住民参加型在宅福祉サービス団体などへの支援や仲介の機能の役割を位置づけることが必要である。